

財団法人日本健康・栄養食品協会寄附行為

第1章 総 則

第1条（名称） この法人は、財団法人日本健康・栄養食品協会という。

第2条（事務所） この法人は、事務所を東京都新宿区市谷砂土原町2丁目7番地27に置く。

第3条（目的） この法人は、健康食品、特別用途食品、特定保健用食品及び加工栄養食品に関する情報の収集、調査研究及び適切な知識の普及啓発を行うとともに、これら食品の栄養表示については健康増進法の趣旨に従い適正な普及に努め、会員及び関係業界の健全な運営のための指導を行い、また、健康食品については公衆衛生上の見地から基準の設定並びに当該認定制度の運営を行い、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

第4条（事業） この法人は、前条の目的を達成するため、健康食品、特別用途食品、特定保健用食品及びその他加工栄養食品に係る次の事業を行う。

- (1) 国内・外の情報及び資料の収集・情報管理並びに提供に関する事業
- (2) 調査研究・開発に関する事業
- (3) 品質の維持向上及び分析に関する事業
- (4) 適切な知識の普及啓発に関する事業
- (5) 協会誌・学術誌の刊行及び文献の翻訳に関する事業
- (6) 公衆衛生の見地から規格基準の設定並びに当該基準に係る認定制度の運営及び普及に関する事業
- (7) 栄養表示基準に従った表示その他の加工栄養食品についての適切な栄養表示の普及に関する事業
- (8) 特別用途食品（特定保健用食品を除く。）の申請に係る指導に関する事業
- (9) 特定保健用食品の申請に係る指導等に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

第5条（資産の構成） この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 会 費
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第6条（資産の種別） 資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条（基本財産の処分の制限） 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、本法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得てその全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

第8条（資産の管理） 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、日本郵政公社若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に変えて支弁する。

第9条（経費の支弁） この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

第10条（事業計画及び予算） この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、評議員現在数の3分の2以上の同意を経るとともに、理事会において理事現数の3分の2以上の議決を経て厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第11条（暫定予算）前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第12条（事業報告及び決算） この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業概要報告書、決算書及び財産目録等を作成し、監事の監査及び理事会及び評議員会の議決を経てその会計年度終了後3ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

第13条（長期借入金） この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において理事及び評議員現在数の3分の2以上の議決及び同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

第 14 条（会計年度） この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員 等

第 15 条（役員の種別及び定数） この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 30 名以上 35 名以内
- (2) 監 事 2 名

第 16 条（役員及び役職） 役員は評議員会の議決を経て理事長が委嘱する。

2 理事は、互選により、次の役職を選任する。

- (1) 理 事 長 1 名
- (2) 副 理 事 長 3 名以内
- (3) 専 務 理 事 1 名
- (4) 常 務 理 事 2 名以内
- (5) 常 任 理 事 15 名以内

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 17 条（役員の職務） 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、この法人の日常業務を掌理し、副理事長に事故があるとき、又は副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

5 理事は理事会を構成し、この法人の業務を議決する。

6 常任理事は、常任理事会を構成し、この寄附行為に別に定めるもののほか、前項の議決に基づき、業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる職務の事務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを

理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること

(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは理事会及び評議員会を招集すること

第18条(任期) 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第19条(解任) 役員が、心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき、又は役員に役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第20条(報酬等) 役員、評議員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員、評議員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第21条(会長、顧問、相談役) この法人は、会長、顧問又は相談役を置くことができる。

2 会長、顧問及び相談役は、常任理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 会長、顧問及び相談役は、常任理事会及び理事会に出席して意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。

第22条(事務局) この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

5 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第4章 理事会

第23条（構成） 理事会は理事をもって構成する。

第24条（権能） 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 予算
- (4) 決算
- (5) その他この法人の運営に関する重要な事項

第25条（招集） 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎年2回これを招集する。

4 臨時理事会は、次の場合に招集する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事が付議すべき事項を示して請求した場合
- (3) 第17条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

5 理事会を招集するときは、理事に対し会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

第26条（議長） 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第27条（定足数） 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決） 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

第29条（書面表決等） やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第30条（議事録） 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者又は表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 理事会の議事録には、議長及び出席した理事の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第5章 常任理事会

第31条(構成) 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

第32条(権能) 常任理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 理事会に付議すべき事項
- (3) その他理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第33条(招集) 常任理事会は、原則として年4回開催するものとし、理事長が招集する。ただし、次の場合に理事長が招集することができる。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 常任理事現在数の3分の2以上の常任理事が付議すべき事項を示して請求した場合

- 2 常任理事会を招集するときは、常任理事に対し、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

第34条(準用規定) 常任理事会には、第26条から第30条までの規定を準用する。この場合においてこれらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「常任理事会」及び「常任理事」と読み替えるものとする。

第6章 会 員

第35条(会員) この法人に、会員を置くことができる。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同する個人、法人又は団体とし、会員の種別、会費その他会員に関する事項については、常任理事会で定めるものとする。

第7章 評議員及び評議員会

第36条(評議員) この法人に評議員35名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は役員を兼ねることができない。ただし、やむを得ない場合には理事会の承認を経て、

理事のうちから、理事長がこれを委嘱する。この場合、評議員の数は、評議員定数の2分の1未満とする。

- 4 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠、又は増員により選任された評議員の任期は、前任者、又は現任者の残任期間とする。
- 5 評議員は、再任することができる。
- 6 評議員は、辞任した場合又は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 7 評議員が、心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき、又は評議員に評議員としてふさわしくない行為があると認められるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

第37条（評議員会） 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、法人の重要事項の諮問機関とする。
- 5 前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。
- 6 第17条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第38条（定足数及び書面表決） 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項及び第39条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第39条（議決） 評議員会の議決は、出席議員の過半数の同意をもって決する。

第40条（議事録） 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 評議員会の開催日時及び場所
- (2) 評議員の現在数
- (3) 評議員会に出席した評議員の氏名（書面表決者又は表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び概要

- 2 評議員会の議事録には、議長及び出席評議員2名以上が署名しなければならない。

第8章 学術委員及び学術委員会

第41条（学術委員） この法人に、学術委員を置く。

2 学術委員は、学識経験を有する者の中から、常任理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 学術委員の任期は3年として、再任を妨げない。

第42条（学術委員会） 学術委員会は、学術委員をもって構成し、委員長は学術委員の互選とする。

2 学術委員会は、健康食品の基準の設定及び栄養表示基準並びに特別用途食品の評価検討を行うとともに、それらに関する学術的資料の収集、分析及び会員への提供を行う。

3 理事長は、学術委員会の意見具申があった場合、これを尊重するとともに、必要な事項を常任理事会に報告する。

第9章 その他の委員会等

第43条 この法人に、第3条の目的達成のため、その他の委員会等を常任理事会の合意を得て置くことができる。

2 これらの委員会等は、別に定める委員会等の実施要領に基づいて、委員等を選出し、運営するものとする。

3 理事長は、委員会等で合意に達した事項については、常任理事会に報告し、その実施に努めるものとする。

第10章 寄附行為の変更及び解散

第44条（寄附行為の変更） この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

第45条（解散） この法人は、民法第68条第1項第2号から同項第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ厚生労働大臣の許可があったとき解散する。

第46条（残余財産の処分） 解散後の残余財産は、理事会の議決を経た後、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第11章 雑 則

第47条（委任） この寄附行為の施行について必要な事項は、常任理事会で定めるものとする。

附 則

この寄附行為の改正は、厚生労働大臣の認可を得たのち、平成16年10月12日から施行する。